

令和5年2月22日

株式会社タスカジ 御中

〒233-0002

横浜市港南区上大岡西1-6-1

ゆめおおおかオフィスタワー5階

特定非営利活動法人消費者支援かながわ

TEL045-349-9729 / FAX045-349-9267

理事長 武井 共夫



## 申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども消費者支援かながわ(以下、「当法人」と言います。)は、県内の消費者問題に取り組む諸団体、消費生活相談員、弁護士、司法書士らにより構成される、不特定多数の消費者の利益保護のために活動している消費者団体です。

また、当法人は、2018年8月3日、消費者契約法13条に基づく内閣総理大臣による適格消費者団体の認定を受けており、消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し差止請求訴訟を提起しうる団体でもあります。

当法人において、貴社の「依頼者利用規約」を調査・検討した結果、問題があると考えられる条項が認められましたので、別紙のとおり申入れいたします。

つきましては、本書面到達後1か月以内を目途に、回答を書面にて当法人までご送付いただけますよう、お願い申し上げます。

なお、本申入れは、消費者基本法8条の「消費者団体」による「消費者の被害の防止及び救済のための活動」、「消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動」を根拠とするものでもあり、事業者である貴社にもこれにご回答いただく責務があります(同法5条等)ことを念のため申し添えいたします。

また、貴社からの回答の有無・内容等は、当法人において公表することがありますので、ご了承いただきたくお願い申し上げます。

敬具

### <別紙>

#### 第1 申入れ事項

##### (1) 申入れの対象

##### 第16条第1項ないし第4項

1. (1) タスカジさんに関する登録情報に関して、その登録審査は厳重に注意しておりますが、当社は、依頼者および手配者に対し、その信頼性・正確性については保証しておりません。これらの情報に基づいて生じたいかなる損害についても、当社は依頼者および手配者に対し、一切責任を負いません。
2. (2) 依頼者とタスカジさんとの間に生じる家事代行業務委託契約に関しては、二者間の自己責任にお任せしております。同契約に関して生じたいかなる損害についても、当社は一切責任を負いません。ただし、二者間に何らかのトラブルがあった場合で、寄せられたクレームに正当な根拠があると当社が判断した場合、当社は当該タスカジさんまたは依頼者の登録削除を含め、二者間のトラブルに介入する場合がございます。
3. (3) 当社は、本サービスに事実上または法律上の瑕疵(安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます。)がないことを明示的にも黙示的にも保証しておりません。当社は、依頼者に対して、かかる瑕疵を除

去して本サービスを提供する義務を負いません。  
(4) 当社は、法人利用および代理手配の場合において、依頼者と手配者が異なることに起因または関連して申込者または手配者が被った損害について、一切責任を負いません。

(2) 申入れの趣旨  
上記各規定の削除又は消費者契約法の趣旨にしたがった修正を求めます

(3) 申入れの理由  
第16条第1項ないし第4項は、登録情報の不正確や本サービスの不正確等を理由とした貴社の損害賠償責任（第16条第1項、第3項）、依頼者とタスカジさんとの契約に関して生じた損害についての貴社の損害賠償責任（第16条第2項本文）、及び代理手配の場合において依頼者と手配者が異なることに起因または関連して申込者または手配者が被った損害についての貴社の損害賠償責任（第16条第4項）を免除しています。

上記各規定は、貴社に何らかの債務不履行が認められる場合においても一律に貴社の損害賠償責任を免除するものであり、消費者契約法第8条1項1号によって無効です。

よって、申入れの趣旨記載のとおり、上記各規定の削除又は消費者契約法の趣旨にしたがった修正をすることを求めます。

## 第2 問い合わせ事項

### 1 問い合わせの対象

#### 第11条第3項

(3) 依頼者は、本サービスを利用（タスカジさんへの依頼、第3条に基づくユーザー登録を含みます。）したことに起因して（当社がかかる利用を原因とするクレームを第三者より受けた場合を含みます。）、当社またはタスカジさんが直接的もしくは間接的に何らかの損害（弁護士費用の負担を含みます。）を被った場合、当社の請求にしたがって直ちにこれを補償しなければなりません。

### 2 問い合わせの内容

上記規定は、依頼者に過失があるか否かを問わず、損害賠償責任を負わせることを趣旨とするものでしょうか。仮に、消費者に無過失責任を負わせるものであるとすれば消費者契約法10条によって無効になると解されますので、おたずねする次第です。

以上